

# 令和6年度地域循環共生圏形成に資する広域連携プラットフォーム運営支援等業務委託 企画提案説明書

- ・この説明書は、企画提案書作成用である。
- ・企画提案審査後、契約予定者と本書及び提案書に基づいて業務内容の協議を行い、仕様書を決定した上で委託契約を締結する。

## 1 適用範囲

本説明書は、静岡県政策推進局総合政策課が発注する「令和6年度地域循環共生圏形成に資する広域連携プラットフォーム運営支援等業務委託(以下「本業務」という。)」に適用する。

## 2 業務目的

本県では、コロナ禍により一変した社会経済や地球規模の気候変動危機等の大きな変化に迅速かつ的確に対応するため、脱炭素社会の実現とSDGsの達成を目指す地域循環共生圏の形成に取り組んでいる。地域循環共生圏は環境と社会経済が両立した持続可能な地域づくりを推進するものであり、県内全市町が形成する地域循環共生圏が多層的に存在することで、特色ある県内4つの地域(伊豆地域、東部地域、中部地域、西部地域)を形成することを目指している。令和4年度より、認定市町に対して財政面・金融面等を重点支援する「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」認定制度を創設し、既に5圏域(計14市町)が認定されたところである。

本業務は、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏の令和6から7年度認定に向けて、主に未認定市町による独創的かつ効率的な圏域形成と推進体制(推進協議会)の円滑な構築を促進することを目的とし、地域課題の共通性や地域特性等を踏まえ、それらの課題解決や取組について広域連携による圏域形成が見込まれる近隣複数市町(以下、「ユニット」)を対象に、形成プロセスの初期段階からの意見交換を行う場(機会)である広域連携プラットフォームの運営等に係る支援を行うものである。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日(金)まで

## 4 業務内容

### (1) ユニット別広域連携プラットフォームの運営

以下に示す2つのユニットを対象に、合計6回の広域連携プラットフォームを実施し、以下の支援を行う。

#### 【業務の対象とするユニット】

- ①東部ユニット(2市)
- ②西部ユニット(3市1町)

#### ア 連携テーマの作成

上記のユニット①において、該当市町とのヒアリングを実施し共通する地域課題や広域連携による取組推進の効果等を整理した連携テーマを作成する。

## イ 地域課題に即した情報収集・分析

広域連携プラットフォームでの議論を深める方策として、他県等で実施されている施策事例や民間企業が有する技術情報、地域課題に対する分析等の提案資料を作成する。なお、提案内容は事前に県と協議し決定することとする。

## ウ 広域連携プラットフォームの開催・進行

上記で作成した連携テーマや提案資料等をたたき台としながら、対象市町が地域課題や圏域形成に関する意見交換を行う場として、広域連携プラットフォームを開催すること。なお、次の点は受託者が行うこと。

- ・使用する資料の印刷・配布、市町との事前調整等
- ・会場の借上、設営及び会の進行（借上費含む）
- ・（必要に応じて）有識者等の派遣に係る庶務

## （２）議論結果のとりまとめ

広域連携プラットフォームでの議論結果を整理し、今後の活動計画を作成する。

## 5 参考資料

- “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組 全体構想・第3期基本計画  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/index.html>
- ふじのくにフロンティア地域循環共生圏第1次認定  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/1002277/1049455.html>
- ふじのくにフロンティア地域循環共生圏第2次認定  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/1002277/1061455.html>

## 6 貸与資料

- 「令和5年度広域連携プラットフォーム運営支援等業務委託」報告書

## 7 成果品

- (1) 成果品  
業務委託報告書（冊子（A4判）2部、電子媒体1部）
- (2) 納入場所  
静岡県政策推進局総合政策課（静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館4階）

## 8 業務実施に当たっての条件

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、業務実施前に県に対して書面にて再委託の内容と理由、再委託先、再委託先に対する管理方法等を報告し、承諾を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に関する権利は、本県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報を本県の許可なく他に漏らし、自己の利益のために利用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (4) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。

## 9 委託料の支払い

検査合格後に委託費を請求し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 10 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、その業務目的に照らし、効果的に取り組むとともに、県との連絡を密にして行うこと。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県との連絡・調整を行うこと。
- (3) 本要領に定めのない事項については、県と受託者において協議し決定すること。